

俱楽部たより

2017.8



つるま法律俱楽部

残暑お見舞い申し上げます



事務所の研修として7月2日から4日まで2泊3日で沖縄へ行ってきました。研修1日目は、ひめゆりの塔、糸数壕、平和祈念公園、2日目は、高江、辺野古、3日目は、ヌチドウタカラの家、嘉手納基地、普天間基地をまわりました。

この研修で一番印象的だったのは、2日目に行った高江で、ゲート前で座り込みをしていた方々が機動隊に両手足を掴まれ、ゲート前から排除される場面に遭遇したことです。これまでニュースなどで機動隊と住民の衝突を見たことは何度もありますが、実際に目の前にすると、現場は緊張感に満ちており、住民の方々が命懸けで反対運動をされていることが伝わってきました。また、排除の場面に遭遇したことで、沖縄在住の方がおっしゃっていた「沖縄の戦争はまだ終わっていない」という言葉の意味を理解することができました。

7月24日、辺野古の新基地建設に対して、沖縄県が国を相手に、破碎を伴う工事の差し止めを求める訴訟を那覇地裁に提起しました。県と国の訴訟は、昨年12月の違法確認訴訟上告審で県側の敗訴が確定して以降、5度目となります。県側は、漁業調整規則に基づき、国は工事を行うにあたって知事の岩礁破碎許可を得なければならないと主張しています。これに対して、国側は、行政上の義務の履行を求める訴訟は裁判所の審理対象とならないとする最高裁判決に基づき、県側の訴えは退けられるべきだと主張するとみられます。裁判所の判断によっては、今回の訴訟がそもそも審理対象にならないとして門前払いされる可能性もあり、県側にとって難しい訴訟になるかもしれません。しかし、民意は司法の判断に影響を与えます。沖縄が抱えている問題は、沖縄だけでなく日本全体の問題です。この研修を通じて、沖縄で毎日反対活動をされている住民の方のように、遠く離れた名古屋からでも諦めずに声を上げ続けることの重要性を改めて感じました。



辺野古にて、フェンスに取り付けられた
基地建設反対の横断幕



高江にて、ゲート前に立ちはだかる
機動隊と反対運動を行う住民

第2回納涼会 美アガーデンのご案内

賀城園は江戸・明治に建てられた庭園のある建物で、現在は婚礼・法要などの料亭となっています。毎年、夏に期間限定で屋上ビアガーデンが楽しめます。屋根があるので雨天でも大丈夫です。俱楽部会員さんお勧めスポットです。皆様のご参加をお待ちしています。

日 時： 9月12日（火） 午後7時～9時
場 所： 料亭 結婚式場 賀城園
名古屋市熱田区夜寒町16番22 (TEL: 052-682-3747)
(地下鉄名城線 西高蔵駅1番出口より南東へ徒歩6分)
※ 御器所から送迎バスが出る予定です（詳細は後日）
参加費： 3,500円
内 容： 屋上ビアガーデン、2時間飲み放題・食べ放題。
申込み： 法律事務所へお申し込みください。（定員20名）

新企画 卓球教室のご案内

来年、卓球のプロリーグ＝Tリーグが始まります。わが国に空前の卓球ブームが起こることはまちがいありません。このブームに乗り遅れないために、このたび卓球教室を行うことになりました。新日本スポーツ連盟愛知卓球協会からコーチをお招きする予定です。卓球を始めたい方、もっと強くなりたい方などレベルは問いませんのでふるってご参加下さい。

日 時： 10月20日（金） 午後6時30分～8時30分
場 所： 昭和生涯学習センター
(名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地)
参加費： 1,000円（中学生以下は無料）
申込み： 早めに法律事務所へお申し込みください。



第11回 昭和区平和のつどい 主 催： 昭和区平和のつどい実行委員会

日 時： 10月1日（日） 午後1時30分～4時15分（予定）
場 所： 名古屋柳城短期大学体育館（名古屋市昭和区明月町2-54）
(地下鉄御器所駅4番出入口、南へ250m交番角信号西（右）へ)
講 師： 高田 健 氏
(「許すな！憲法改悪・市民連絡会」事務局次長・「九条の会」事務局員)
*詳細は後日ご案内させていただきます。

5月13日～14日
富士山周遊観光と富士山
眺望の湯バスツアーに参加して



会員 高木 千嘉子

本当に楽しい2日間でした。バスの中の34名の方々との交流、夜の5次会の交流がとても貴重な体験でした。つるま法律倶楽部に集う人々は年齢、職業、生活様々で、それでもつながっていく。そのことがとてもうれしかったです。

倶楽部のこれまでの活動の積み重ねを感じ、貴重な存在だと改めて思いました。

日頃いろいろなところで出会う昭和区吹上学区のOさんとバス、部屋をご一緒して、たくさんお話ししができました。人生の先輩ですが、仕事、趣味での共通点も発見し、これからもつながっていくことができると思ううれしいです。

富士山メインのツアーで天候のため富士山がしっかり見えなかったのですが、観光で訪れたひとつひとつがよかったです。特に忍野八海、氷穴、風穴は自然の永年かかる自然の営みの偉大さを感じ、この日本にたくさんの財産があることも実感できました。たくさん歩き、階段の上り下りも多かったのですが最後にゆっくり温泉につかり、いろいろなお湯が楽しめ、恥ずかしながらも裸のお付き合いができたし、大好きなビールも飲ませていただき大満足でした。

つるま倶楽部の活動に、これからも微力ながら協力していきたいし、バスツアーにも是非参加したいです。

本当に企画してくださった方々に感謝です。ありがとうございました。

会員リンク

みんなで読もう！

「見よぼくら一銭五厘の旗」

会員 いのこ 福代

私は、元「うりんこ」劇団員で、退団後は朗読の指導を通じ地域の文化活動に参加しています。今回、皆さんと読みたい作品を紹介します。

作者は「暮しの手帖」初代編集長・花森安治氏です。一銭五厘とは葉書の値段。文中にこんな一文があります。

「星一つの二等兵のころ教育係の軍曹が突如としてどなった。貴様らの代りは一銭五厘でくる 軍馬はそうはいかんぞ」と。

花森安治氏は大政翼賛会に参加して広告宣伝に携わった時期があります。しかし、「一銭五厘の旗」が読売文学賞を受けその取材で質問され、以下の言葉を残しています。

「ボクは、たしかに戦争犯罪をおかした。言い訳させてもらうなら、当時は何も知らなかつた。だまされた。これからは、だまされない人たちをふやしていくと決意した」

花森安治氏の気概がストレートな言葉で伝わってくる作品です。

詳細は同封のチラシをお読み下さい。

会員リンク

「どうして陽介は死んでしまったのか？」

会員 吉田 典子

わたしのひとり息子鈴木陽介は、2010年10月30日26歳の若さで自死してしまいました。中部電力に入社し三重支店に配属され、わずか7か月後のことでした。

陽介は好奇心が旺盛で、行動力は抜群でした。茶道が好きで、テニス、スキー、スノーボード、水泳が得意でした。強く逞しい陽介が、自分をコントロールできなくなり、死んでしまったことが未だに信じられません。

新入社員ながら「主担当」の重責を負わされ支援が得られず、少しのミスで上司から「お前なんかいらない！」「辞めてしまえ！」などと頻繁に罵声を浴びせられました。そして、陽介はうつ病を発症し、自死してしまいました。

陽介に何があったのか？陽介がいなくなって哀しい。辛い。痛いです。いないということが6年経っても受け入れられません。

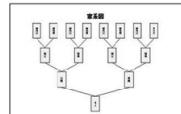
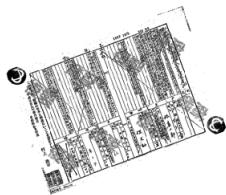
陽介がどうして自死に追い込まれてしまったのかを知りたくて、今年6月15日に労災認定を求めて名古屋地方裁判所に提訴しました。

「裁判を支援する会」ができ、裁判所への「要請署名」活動が始まりました。

今般、わたしも入会させていただいている「つるま法律俱楽部」の「俱楽部たより」誌面をお借りして、「支援する会」入会と「要請署名」のご協力をお願いする場をいただきました。ありがとうございます。

みなさま、ご支援ご協力をお願いいたします。

私のルーツ



会員 林 計男

ひょんなことから祖先を探したくなり、戸籍を明治の初めまで取り寄せました。筆頭者は江戸末期の五代前の人でしたが、戸籍を読み解くのに弁護士さんの協力を得て何とかわかりました。

国会図書館で旧住所を調べているうちに、戸籍にある人物の掲載されている2冊の書籍とめぐり逢いました。菩提寺で本家の転居先を教えてもらい訪ねました。九代（1754年）までわかりました。今後、江戸後期の尾張藩の古文書を調べ足跡をたどりたいと思います。できればこの時代に詳しい方がおられましたらご紹介下さい。

少年探偵団のような気持ちで本を探しています。

詐欺商法にご注意

新手の詐欺商法が横行しています。最近の相談では次のようなものがありました。

- 原野商法の被害者に対し、原野を買い取ります、そのため金銭が必要ですという。
- 低利で融資をするから保証会社に保証料を納めるようにという。
- 景品、旅行、展示会で高齢者を勧誘し高価な和服を次々に売りつける。



事件報告

弁護士 小島 高志

名古屋芸術大学団体交渉拒否事件

名古屋芸術大学の教職員で構成する名古屋自由学院教職員組合が、団体交渉議事録内容の未確認、調印手続き未了を口実に一切の団体交渉を拒んでいた名古屋自由学院の行為は不当労働行為に当たるとして、愛知県労働委員会の救済命令を求めました。

申立から和解成立まで6か月という異例の速さで、労働委員会の過去のあっせん合意条項を再確認し、議事録の作成にこだわることなく団体交渉に応じる旨の和解が成立しました。これは組合の申立内容ほとんどを反映したものになりました。

(弁護団は森弘典弁護士と小島高志)

岡崎学園高等学校不当労働行為事件

岡崎学園教職員組合と河原学園（旧岡崎学園。岡崎学園高等学校、人間環境大学等を経営）の不当労働行為救済命令取消事件で、東京地方裁判所（佐々木宗啓裁判長）は、本年7月19日、学園の訴えを棄却し、中央労働委員会が下した不当労働行為救済命令を維持する判決を言い渡しました。

学園が組合委員長を担任から外したり懲戒に処した行為、団体交渉日の一方的延期や誠実な説明をしない行為等について、愛知県労働委員会はこれらを不当労働行為と認定して謝罪文の交付を含めた是正、救済命令を発しました（2013年12月4日中日新聞と朝日新聞報道、本たより（2014年1月号）。労働委員会の命令には直ちに従う法律上の義務があるのに学園は従わず、再審査申立をしましたが、中央労働委員会はこれを棄却しました。さらに学園はこれをも不服として、国（中央労働委員会）を被告として命令の取消を求める行政訴訟を提起し、教職員組合は補助参加して対応しました。

東京地裁の判決書は71頁に及び、明解な論理で10点にわたって学園に違法な不当労働行為があったと認定しました。学園の違法は3度にわたり断罪されたことになります。

教育の場で長期に労使紛争を続けることは教育破壊につながります。学園が速やかに判決に従い、教職員を尊重して健全な労使関係の回復に取り組むよう願います。

(弁護団は森弘典弁護士と小島高志)

法律豆情報①

◆賃金の支払の確保等に関する法律第6条

未払い賃金の遅延損害金は一般には年5%（営利企業等の場合は年6%）ですが、退職した労働者が未払い賃金を請求する場合は退職の翌日から支払いまでの期間について年14.6%の遅延利息を付さねばなりません（退職金を除く）。



法律豆情報②

◆テロ等準備罪法（共謀罪法）成立と国会法56条の3

共謀罪法案は、委員会採決を避け、国会法56条の3の規定により、本会議で中間報告をさせて審議、採決されました。中間報告は「特に必要があるとき」に、審議と採決は「特に緊急を要すると認めたとき」にできるものです（同条1項、2項）。しかし、共謀罪法案については「特に必要がある」「特に緊急を要する」とはいえず、採決は国会法に反して違法だと思われます。

憲法連続講座 第1回—憲法第13条について—

弁護士 安井 一大

安倍首相は、今秋にも日本国憲法（以下単に「憲法」といいます）改正案を提出するとの考えを示しました。憲法の改正には国民投票が必要なので、投票をする国民が憲法を十分に理解している必要があります。しかし、憲法は日常生活に馴染みがなく、その内容もよく知らないという声を聞きます。そこで、憲法の重要な条文についての理解を深めるため、今回から数回にわたり、連続講座を行おうと思います。憲法の改正はそもそも必要なのかというところから、判断の参考にしていただければ幸いです。

第1回は、憲法第13条について取り上げます。第1回なのに13番目の条文を取り上げるのには、それだけの理由があります。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

表現の自由、思想信条の自由、生存権、教育を受ける権利…憲法には、様々な人権が明文で保障されています。これらは、歴史的にみて国家権力から侵害を受けてきた事柄を特に厚く保障し、自由に考えたり、行動したり、生きるためにの保障を国家に請求できるようにするなどして、一人ひとりの人格的な生存を実現するために規定されています。

しかし、本来、人は皆、それぞれが個人として尊重すべき多様な価値を有します（これを人権の固有性と言います）。その価値のうち憲法上特に保障すべきものを分かりやすく類型化したのが、明文の人権規定にすぎないとも言えます。すなわち、憲法上明文はないが人権として尊重すべき価値もあるのです。例えば、プライバシー権や自己決定権はその一つです。このような明文なき人権を包括的に保障するのが憲法第13条です。また、憲法第13条が「「個人」と規定しているのは、皆それが個人として尊重すべき多様な価値を有することの表れです。「みんなちがって、みんないい」とするのが憲法第13条だ、とも言えるかもしれません。

かといって、憲法第13条は、他者の権利に不必要に迷惑をかけてまで自分の好きなことをやってよいという、利己主義までも認めるものでは決してありません。憲法は、権利は「濫用してはならない」と定めたり（憲法第12条後段）、「公共の福祉」（憲法第12条後段、第13条後段）による制約を定めて、きちんとバランスを取っています。このように、憲法第13条は、人権の根本規定として極めて重要な条文です。是非この機会に覚えておいてください。なお、自民党改憲案の憲法第13条では「人」と規定し、「個人」の文字があえて削除されています。

次回は、憲法第9条を取り上げる予定です。他にもどのような条文を取り扱ってほしいとのご要望がございましたら、どんどんお寄せください。

約120年ぶりの民法大改正で私たちの生活はどう変わる??

弁護士 廣田 真紀

2017年5月26日、民法の一部を改正する法案が参院本会議で可決、成立しました。これにより契約に関するルールが民法制定以来、大幅に変わります。2020年1月あるいは4月施行が予定されている今回の改正は、日々の暮らしにどのような影響を及ぼすでしょうか。改正の注目点を解説します。

☆敷金が全額返ってくる！？

マンションなど不動産を借りる際、多くの場合、敷金を支払わなければなりません。この敷金は改正前民法の下でも、賃貸借契約が終了し、部屋を退去するときに返還されてきました。

しかし、床に傷がついていたり、壁紙が汚れていた場合、敷金から修繕費用を差し引かれた額しか返還されず、敷金全額が戻ってきたという方は少ないのではないでしょうか。



今回の民法改正によって賃借人の原状回復義務に関する民法第621条が変わりました。第621条は、判例法理及び国交省のガイドラインを明文化し、賃借人が負う原状回復義務の内容を明らかにしたもので、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化については、賃借人は原状回復義務を負わないとされています。つまり、普通の生活をしていれば生じるような汚れや傷、例えば、太陽光による壁紙の日焼けや、重い家具を置いていたために生じた床のへこみなどの修繕費については、法律上、敷金から差し引かることはなくなるのです。

ただし、通常の損耗とはいえない場合、例えば、壁をわざと蹴って穴を開けてしまった場合、この修繕費は敷金から引かれてしまうので気をつけましょう。

新法と旧法の切り替えに際しては、新旧いずれが適用されるかについていくつか難しい問題が生じます。将来の新法の施行を見越して契約を締結しておくべき場合もあります。

今後少しずつ本たよりでお知らせしていく予定です。

第3回地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

日 時：9月30日（土）午前9時30分～12時

*お一人30分程度 法律事務所へお電話にてご予約ください。

場 所：名古屋市昭和区・滝川コミュニティーセンター 1階会議室

名古屋市昭和区川名山町46番地の4 (TEL 052-710-8621)

つるま法律俱楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のことともまとめて相談できます。お気軽におでかけください。

鶴舞総合法律事務所の3名の弁護士と伊藤照治税理士、天野 勲司法書士がご相談を受けます。

※無料相談会を近くの会場で開催して欲しい等ご希望があればお聞かせください。

つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。上記時間外（夜間・休日）の相談についても対応させていただきます。電話予約の際にお尋ねください。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。

会員さんに紹介された方も、初回限り30分の無料法律相談が受けられます。

みなさんのまわりに、困っていらっしゃる方がおみえでしたら、お気軽につるま法律俱楽部の無料法律相談をご紹介下さい。法律事務所への予約電話の際に「つるま法律俱楽部会員の○○さんからの紹介です」と申し出でていただくようお伝え下さい。会員さんから直接ご連絡をいただいても結構です。

低山歩こう会

9月 3日（日） 下呂御前山（岐阜県） 標高1412m

11月 12日（日） 御池岳（三重県） 標高1247m

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。



支え合う会♪ぴーぷる♪

10月 14日（土） AM10時～12時 茶話会 法律事務所会議室

12月 9日（土） AM10時～12時 茶話会 法律事務所会議室

日常の不安や困りごとを会員同士で共有しお互いに助け合っています。詳細はお尋ね下さい。

つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は、6月から新年度になりました。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願ひ致します。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

編集後記

・本たよりの表紙は、事務所沖縄研修旅行の記事です。平和ガイドさんの言葉に、「運動は、したたかに、しなやかに、あきらめずに扉の向こうに味方をつくろう....」とても心に残りました。戦争法、共謀罪法廃止の運動も「あきらめない」が合言葉です。

・「つるま通信」は1990年発行、1999年から現在の「俱楽部たより」を1年に3、4回発行しています。この間、たよりは同じ形態のままです。他の法律事務所のニュースは、ほとんどがカラー紙面です。「俱楽部たより」は古風で親しみがある..等会員さんからお褒めのお言葉もいただきますが、そろそろ紙面をリニューアルしなればとも思っています。編集委員になっていただける方を募集しています。お力を貸して下さい。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4F

TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227

夏季休暇のお知らせ

8月11日（金）～16日（水）
ご迷惑をおかけしますがよろしく
お願ひします。